



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第688号 令和6年3月29日発行

目次

は県例規集登載

【教育長訓令】

番号	表題	担当課名
1	教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令	

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
25	徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示	
26	徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示	
27	徳島県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示	
28	衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙における郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を発送する日に関する規程の一部を改正する告示	

【人事委員会規則】

番号	表題	担当課名
	給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 の一部を改正する規則	
	管理職手当に関する規則の一部を改正する 規則	

【監査委員告示】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県監査事務局規程の一部を改正する告 示	

【議会規程】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県議会事務局規程の一部を改正する規 程	

徳島県教育委員会教育長訓令第一号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県教育委員会教育長 榑 浩 一

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

(教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部改正)

第一条 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程(昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び室長」を削り、「課長等」を「課長」に改める。

別表第一中「課長等」を「課長」に改める。

別表第一の二服務関係事項の項第五号中「(教育機関の長の補佐職、主幹、課長及び係長を除く。)」を削る。

(徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部改正)

第二条 徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程(昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「組織規則」を「第六条の四を除き、組織規則」に改め、「及び室長」を削る。

第四条の見出しを「(事務局における共通の決裁等事項)」に改め、同条中「又は副教育長若しくは」を「並びに副教育長及び」に、「事務局の課又は室(以下「課等」という。)」において共通的に所掌される」を「その所掌に係る」に改める。

第四条の二を削る。

第五条の見出しを「(事務局における個別的決裁等事項)」に改め、同条中「又は」を「並びに」に、「若しくは」を「及び」に、「課等において個別的に所掌される」を「、その所掌に係る」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六条中「決裁事項」を「決裁等事項」に改め、「課内室長は」の下に「、その所掌に係る事務に関し」を加える。

第六条の二を次のように改める。

(課内室長の個別的決裁等事項)

第六条の二 課内室長は、前条に規定するもののほか、その所掌に係る事務に関し、別表第二に掲げる事項について決裁等を行うものとする。

第六条の三第一項中「経営戦略部総務事務管理課長」を「企画総務部総務事務管理課(以下「総務事務管理課」という。))の課長」に改め、同条第二項中「総務事務管理課長」を「前項の場合において、総務事務管理課の課長」に、「場合」を「とき」に改め、同条を第六条の四とし、第六条の二の次に次の一条を加える。

(担当リーダーの専決事項)

第六条の三 担当リーダーは、別表第四に掲げる事項を専決することができる。

第七条中「当該」を「当該専決に係る」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「内容が」及び「である」を削り、同条第二号中「取扱上」を削り、「おそれが」を「おそれの」に改め、同条第三号中「課等」を「課（組織規則第五条第一項に規定する課をいう。）」に改め、「異にする」の下に「ものである」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

（類推による専決）

第八条の二 この規程に専決事項として定めのないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものについては、この規程に準じて専決することができる。

第十条中「応じて」を「応じ、同表に掲げる」に、「ときは、」を「ときは同表に掲げる」に改め、同条の表室長の項を削る。

第十一条本文中「当該」を「当該代決に係る」に、「一に」を「いずれかに」に、「場合には」を「場合には、」に改め、同条ただし書中「当該事案が第一号から第四号までのいずれかに該当する場合であつても」を削り、同条第一号中「内容が」及び「である」を削り、同条第二号中「取扱上」を削り、同条第三号を削り、同条第四号中「こ」とを「とき」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を削る。

別表第一の表第七項第二号を削る。

別表第二中「第五条関係」を「第五条、第六条の二関係」に改める。

別表第二コンプライアンス推進室の表中「コンプライアンス推進室」を「教育政策課コンプライアンス推進室」に、「室長」を「課内室長」に改め、同表の次に次の表を加える。

教育DX推進課

事項名	決裁権者等
一 教育DXの総合的な企画及び調整に関すること。 1 教育DXの総合的な実施計画を策定すること。 二 ICT教育に関すること。 1 ICT教育に関する指導、助言等を行うこと。 三 教職員のICT活用指導力の向上に関すること。 1 教職員研修を実施すること。	教育長 課長 課長 課長

別表第二学校教育課の表を削り、同表の次に次の二表を加える。

義務教育課

事項名	決裁権者等
一 学校の設置及び廃止等に関すること。 この項において、「法」とは学校教育法を、「施行令」とは学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）をいう。	

<p>1 法第四条（法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公立学校等の設置者の変更等（設置及び廃止を除く。）を認可すること。</p> <p>2 法第四条の二又は施行令第二十五条の規定により地教委から提出された小学校等の設置、廃止等の届出を受理すること。</p>	<p>教育長</p>
<p>二 学習指導及び行動支援に関すること。</p> <p>1 学校計画訪問指導等の実施要綱を策定すること。</p> <p>三 教科書その他の教材及び教具に関すること。</p> <p>この項において、「法」とは義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）を、「施行令」とは義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）を、「措置法」とは教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号）を、「措置法施行規則」とは教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）を、「規則」とは徳島県立学校規則をいう。</p>	<p>教育長</p>
<p>1 法第十条の規定により、教科用図書の適正な採択のための研究に関して計画し、及び実施するとともに、地教委等の行う教科用図書の採択に関する事務について指導、助言又は援助を行うこと。</p> <p>2 法第十一条第一項の規定により徳島県教科用図書選定審議会の見解を聴くこと。</p>	<p>課長</p>
<p>3 法第十二条第一項の規定により教科用図書採択地区を設定し、並びに同条第三項の規定によりこれを告示し、及び文部科学大臣に報告すること。</p> <p>4 法第十二条第二項の規定により地教委の見解を聴くこと。</p>	<p>教育長</p>
<p>5 施行令第二条の規定により実施機関から提出された受領報告書を受理すること。</p>	<p>課長</p>
<p>6 施行令第三条の規定により発行者から提出された納入冊数集計表及び受領証明書を受理すること。</p>	<p>課長</p>
<p>7 施行令第四条第一項の規定により受領冊数集計報告書を作成し、及び同条第二項の規定によりこれを文部科学大臣に提出し、並びに納入冊数集計表及び受領証明書を発行者に返付すること。</p>	<p>課長</p>
<p>8 施行令第五条第一項の規定により義務教育諸学校の設置者から教科用図書の給与を受けた児童及び生徒の総数の報告を受けること、及び同条第二項の規定により県内の給与を受けた児童及び生徒の総数を文部科学大臣に報告すること。</p>	<p>課長</p>
<p>9 施行令第六条第二項の規定による文部科学大臣の指示を受</p>	<p>課長</p>

	けて教科用図書の給与の実施状況を調査すること。	
	10 措置法第五条の規定により教科書展示会を開催すること。	課長
	11 措置法第六条第二項の規定により教科書目録を小学校等に配布すること。	課長
	12 措置法第七条第一項の規定により地教委等から教科書の需要数の報告を受けること、及び同条第二項の規定により県内の教科書の需要数を文部科学大臣に報告すること。	課長
	13 措置法施行規則第八条第一項の規定により発行者から提出された教科書の見本を受理し、及び同規則第九条第一項の規定によりこれを保存すること。	課長
	14 措置法施行規則第十三条の規定により地教委等から提出された教科書需要票を受理すること。	課長
	15 措置法施行規則第十四条の規定により教科書需要集計一覧表を作成し、これを文部科学大臣に提出すること。	課長
	16 規則第十四条の規定により校長から提出された他の教科用図書の使用の届出を受理すること。	課長
	17 規則第十五条の規定により校長から提出された副読本等の使用の届出を受理すること。	課長
四	学校図書館その他の教育環境の整備計画指導に関すること。	課長
1	学校図書館その他の教育環境の整備計画等について指導すること。	課長
五	教育研究指定校等に関すること。	課長
1	教育研究指定校等を設定すること。	課長
2	教育研究指定校等に対して指導、助言等を行うこと。	課長
六	教職員、児童及び生徒の研究物及び作品の選賞に関すること。	課長
1	教職員、児童及び生徒の研究物、作品等の選賞を行い、又はその候補者を決定すること。	課長
七	県立学校の管理運営に関すること。	
	この項において、「学校規則」とは、徳島県立学校規則をいう。	
1	学校規則第二条第二項の規定により県立学校の学則の制定又は変更についての届出を受理すること。	課長
2	学校規則第七条第二項の規定により学年を二学期とするこ	課長
	とについての届出を受理すること。	
3	学校規則第七条第三項の規定により学期の始期及び終期を	課長
	変更することについての届出を受理すること。	
4	学校規則第八条第一項第七号の規定により休業日の届出を	課長
	受理すること。	
5	学校規則第八条第二項の規定により休業日の時期及び日数	課長

<p>を変更することについての届出を受理すること。</p> <p>6 学校規則第八条第三項の規定により秋季休業日を置くことについての届出を受理すること。</p> <p>7 学校規則第八条第四項の規定により休業日に授業を行うことについての届出を受理すること。</p> <p>8 学校規則第十条第一項の規定により校長から提出された国内における校外行事（体育に関するものを除く。次号において同じ。）に係る届出を受理すること。</p> <p>9 学校規則第十条第二項の規定により国外において校外行事を行うことを承認すること。</p> <p>10 学校規則第十一条の規定により校長から提出された特別活動に関する報告書を受理すること。</p> <p>八 外国語教育、国際理解教育、文化教育、キャリア教育及び消費者教育（以下「外国語教育等」という。）に関すること。</p> <p>1 外国語教育等に関する指導、助言等を行うこと。</p> <p>九 教育研究団体に関すること。</p> <p>1 教育研究団体に関する事務を処理すること。</p> <p>十 著作権に関すること。</p> <p>1 著作権に関する事務を処理すること。</p> <p>十一 徳島県藍青賞規則（平成五年徳島県教育委員会規則第七号）に基づく藍青賞の授与に関すること。</p> <p>1 藍青賞の授与に関する事務を処理すること。</p> <p>十二 その他の事務に関すること。</p> <p>1 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十条第二項第二号の規定により産業教育を行う中学校を文部科学大臣に推薦すること。</p>	<p>課長</p> <p>課長</p> <p>課長</p> <p>課長</p> <p>課長</p> <p>課長</p> <p>課長</p> <p>課長</p> <p>課長</p> <p>課長</p> <p>課長</p> <p>課長</p> <p>課長</p> <p>課長</p> <p>課長</p> <p>課長</p> <p>課長</p> <p>課長</p>
<p>一 学校の設置及び廃止等に関すること。</p> <p>この項において、「法」とは学校教育法を、「施行令」とは学校教育法施行令をいう。</p> <p>1 第四条（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公立学校等の設置者の変更等（設置及び廃止を除く。）を認可すること。</p> <p>2 法第三十六条第一項の規定により公立の各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告し、及び同条第二項の規定により教育の停止を命ずること。</p>	<p>事項名</p> <p>決裁権者等</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>

高校教育課

<p>3 施行令第二十六条第一項の規定により地教委から提出された高等学校の学則等の変更の届出を受理すること。</p> <p>二 教育課程に関すること。</p> <p>この項において「規則」とは、徳島県立学校規則をいう。</p> <p>1 規則第九条第六項の規定により校長から提出された教育指導計画を受理すること。</p>	<p>教育長</p>
<p>三 学習指導に関すること。</p> <p>1 学校計画訪問指導等の実施要綱を策定すること。</p> <p>四 教科書その他の教材及び教具に関すること。</p> <p>この項において、「措置法」とは教科書の発行に関する臨時措置法を、「措置法施行規則」とは教科書の発行に関する臨時措置法施行規則を、「規則」とは徳島県立学校規則をいう。</p>	<p>教育長</p>
<p>1 措置法第五条の規定により教科書展示会を開催すること。</p> <p>2 措置法第六条第二項の規定により教科書目録を高等学校等に配布すること。</p>	<p>課長</p>
<p>3 措置法第七条第一項の規定により地教委等から教科書の需要数の報告を受けること、及び同条第二項の規定により県内の教科書の需要数を文部科学大臣に報告すること。</p>	<p>課長</p>
<p>4 措置法施行規則第八条第一項の規定により発行者から提出された教科書の見本を受理し、及び同規則第九条第一項の規定によりこれを保存すること。</p>	<p>課長</p>
<p>5 措置法施行規則第十三条の規定により地教委等から提出された教科書需要票を受理すること。</p> <p>6 措置法施行規則第十四条の規定により教科書需要集計一覧表を作成し、これを文部科学大臣に提出すること。</p>	<p>課長</p>
<p>7 規則第十四条の規定により校長から提出された他の教科用図書の使用の届出を受理すること。</p>	<p>課長</p>
<p>8 規則第十五条の規定により校長から提出された副読本等の使用の届出を受理すること。</p> <p>五 学校図書館その他の教育環境の整備計画指導に関すること。</p> <p>1 学校図書館その他の教育環境の整備計画等について指導すること。</p>	<p>課長</p>
<p>六 教育研究指定校等に関すること。</p> <p>1 教育研究指定校等を設定すること。</p> <p>2 教育研究指定校等に対して指導、助言等を行うこと。</p>	<p>課長</p>
<p>七 教職員及び生徒の研究物及び作品の選賞に関すること。</p> <p>1 教職員及び生徒の研究物、作品等の選賞を行い、又はその候補者を決定すること。</p>	<p>課長</p>
<p>八 県立学校の管理運営に関すること。</p> <p>この項において、「協議会規則」とは徳島県学校運営協議会</p>	<p>課長</p>

	規則（令和二年徳島県教育委員会規則第八号）を、「学校規則」とは徳島県立学校規則をいう。	
	1 地教法第四十七条の五第一項及び協議会規則第二条第一項の規定により学校運営協議会を設置すること。	教育長
	2 協議会規則第三条第一項の規定により委員を任命すること。	教育長
	3 協議会規則第九条第一項の規定により委員を解任すること。	教育長
	4 学校規則第二条第二項の規定により県立学校の学則の制定又は変更についての届出を受理すること。	課長
	5 学校規則第七条第二項の規定により学年を二学期とするこ とについての届出を受理すること。	課長
	6 学校規則第七条第三項の規定により学期の始期及び終期を 変更することについての届出を受理すること。	課長
	7 学校規則第八条第一項第七号の規定により休業日の届出を 受理すること。	課長
	8 学校規則第八条第二項の規定により休業日の時期及び日数 を変更することについての届出を受理すること。	課長
	9 学校規則第八条第三項の規定により秋季休業日を置くこと についての届出を受理すること。	課長
	10 学校規則第八条第四項の規定により休業日に授業を行うこ とについての届出を受理すること。	課長
	11 学校規則第十条第一項の規定により校長から提出された国 内における校外行事（体育に関するものを除く。次号におい て同じ。）に係る届出を受理すること。	課長
	12 学校規則第十条第二項の規定により国外において校外行事 を行うことを承認すること。	課長
	13 学校規則第十一条の規定により校長から提出された特別活 動に関する報告書を受理すること。	課長
	九 寄宿舎の管理運営に関すること。 1 寄宿舎の管理運営に関する事務を処理すること。	課長
	十 外国語教育等に関すること。 1 外国語教育等に関する指導、助言等を行うこと。	課長
	十一 教育研究団体に関すること。 1 教育研究団体に関する事務を処理すること。	課長
	十二 その他の事務に関すること。 1 非常勤職員（学校運営協議会の委員及び附属機関の委員そ 他の構成員を除き、高校教育課に係るものに限る。）の任 免等を行うこと。	課長
	2 高等学校卒業程度認定試験に関する事務を処理すること。	課長

<p>3 技能教育施設の指定等に関する事務を処理すること。</p> <p>4 産業教育振興法第十五条第二項第一号又は第二号の規定により産業教育を行う高等学校を文部科学大臣に推薦すること。</p>	<p>課長 教育長</p>
---	-------------------

別表第二人権教育課の表の次に次の表を加える。
いじめ・不登校対策課

事項名	決裁権者等
<p>一 いじめ問題対策及び不登校支援の総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>1 いじめ問題対策及び不登校支援の総合的な企画及び調整に関する事務を処理すること。</p> <p>二 生徒指導に関すること。</p> <p>1 生徒指導に関して指導、助言等を行うこと。</p> <p>三 その他の事務に関すること。</p> <p>1 非常勤職員（学校運営協議会の委員及び附属機関の委員その他の構成員を除き、いじめ・不登校対策課に係るものに限る。）の任免等を行うこと。</p>	<p>課長</p> <p>課長</p> <p>課長</p> <p>課長</p>

別表第四を削り、別表第一の二中「第四条の二関係」を「第六条の三関係」に改め、同表を別表第四とする。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県選挙管理委員会告示第二十五号

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙運動等管理規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三章 推薦団体の選挙運動（第六十八条―第七十二条）」を「第十三章 削除」に改める。

第一条中「第四十条第一項」を「第四十条」に、「第六十条から第六十二条まで」を「第十一章」に改める。

第二条中「、「市委員会」とは市選挙管理委員会を、「町村委員会」とは町村選挙管理委員会を」を削る。

第五条中「標札及び表示板は」を「前条第一項の標札及び同条第二項の表示板は」に改める。

第七条の二中「及び第二号から第四号まで」を「、第三号及び第四号」に、「別記第六号の様式」を「別記第六号様式の二」に改める。

第七条の三中「別記第六号の様式」を「別記第六号様式の三」に改める。

第七条の四中「及び第二号から第四号まで」を「、第三号及び第四号」に、「同項第二号及び第三号」を「同項第三号」に改める。

第四十九条の二第二項第一号中「別記第二十七号様式」を「県委員会が交付する別記第二十七号様式」に、「電磁的記録」を「県委員会が指定する方式により記録した電磁的記録」に改め、同項第二号中「（電磁的記録による掲載文を添付するときは、当該掲載文を記録した原稿用紙に記録したもの）」を削る。

第六十三条の二第一項中「公営条例第三条の」を「同条の」に改める。
第十三章を次のように改める。

第十三章 削除

第六十八条から第七十二条まで 削除

第七十四条から第七十六条までを次のように改める。

第七十四条から第七十六条まで 削除

第七十六条の二を削る。

第七十七条の二第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の証紙交付票の交付を受けた政党その他の政治団体が前条の証紙の交付を受けようとする場合においては、当該証紙交付票に、証紙を貼るべきポスターで記載内容が同一であるものにつきその見本一枚を添えて、県委員会に提出しなければならない。

3 県委員会は、第一項の規定により交付を受けた証紙交付票一枚につき五十枚以内の証紙を交付するものとする。

第七十七条の二に次の二項を加える。

4 前項の規定により証紙の交付を受けた者は、交付を受けた証紙が五十枚に達すること
に、証紙交付票一枚を県委員会に返さなければならない。

5 県委員会は、第三項の規定により交付した証紙が五十枚に達しないときは、証紙交付票の裏面に交付した証紙の枚数を記入し、かつ、その印を押して提出者に返すものとする。

第七十八条の二第二項中「第七十六条の二第二項」を「第七十七条の二第二項」に改め、同条第三項中「第七十六条の二第三項から第五項まで」を「第七十七条の二第三項から第五項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定中「五十枚」とあるのは、「五百枚」と読み替えるものとする。

第八十条第二項を次のように改める。

2 前項の表示板は、確認書を交付する際併せて交付するものとする。

別記様式中読点として表記する「・」を「ゝ」に改める。

別記第一号様式から別記第四号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（選挙事務所設置届）（第3条関係）

選挙事務所設置届

何年何月何日執行の何何選挙何選挙区（何何選挙）における選挙事務所を次のとおり設置したので、公職選挙法第130条第2項の規定により届け出ます。

令和何年何月何日

候補者又は推薦届出者代表者（候補者届出政党）

氏名（名称及び代表者の氏名）

選挙管理委員会委員長 殿

選挙事務所の所在地	(電話番号)
設置年月日	
候補者の氏名	※推薦届出者が設置した場合のみ記載すること。

備考 候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第2号様式（選挙事務所異動届）（第3条関係）

選挙事務所異動届

何年何月何日執行の何何選挙何選挙区（何何選挙）における選挙事務所を次のとおり異動したので、公職選挙法第130条第2項の規定により届け出ます。

令和何年何月何日

候補者又は推薦届出者代表者（候補者届出政党）

氏名（名称及び代表者の氏名）

選挙管理委員会委員長 殿

異動後の 選挙事務所の所在地	(電話番号)
異動前の 選挙事務所の所在地	
異動年月日	
候補者の氏名	※推薦届出者が設置した場合のみ記載すること。

備考 候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第3号様式（選挙事務所設置（異動）承諾書）（第3条関係）

選挙事務所 設置
異動 承諾書

推薦届出者代表者

氏名

上の者が、選挙事務所設置（異動）届出書に記載のとおり選挙事務所を設置（異動）することを承諾します。

令和何年何月何日

何何選挙何選挙区（何何選挙）

候補者氏名

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第4号様式（推薦届出者代表者証明書）（第3条関係）

推薦届出者代表者証明書

住所

氏名

上の者は、次の候補者の推薦届出者の代表者であることを証明します。

何何選挙何選挙区（何何選挙）

候補者氏名

令和何年何月何日

推薦届出者

氏名

氏名

備考 推薦届出者全員の氏名を署名又は記名・押印するものとする。

別記第六号の二様式を次のように改める。

第 6 号様式の 2 (選挙運動用ビラの届出書)

選挙運動用ビラ届出書

何年何月何日執行の何何選挙において選挙運動用ビラを頒布したいので、公職選挙法第 142 条第 1 項第 1 号 (第 3 号・第 4 号) の規定により届け出ます。

頒布するビラの種類 種類

令和何年何月何日

候補者氏名

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

備考

- 1 種類ごとのビラの見本をそれぞれ 2 枚添付すること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第六号の三様式を別記第六号様式の三とし、同様式その一の備考一中「参議院選挙区選出議員選挙及び」を削る。

第六号様式の下を次のように改める。

第 6 号様式の 4 (候補者届出政党選挙運動用ビラ証紙交付票) (第 7 条の 4 の 2 関係)
表

選挙区名 第何号	候補者届出政党の名称
何年何月何日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙	
選挙運動用ビラ証紙交付票	
徳島県選挙管理委員会 印	

備考 「第何号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。

裏

交付枚数	交付年月日	徳島県選挙管理委員会印
証紙 番号		計 40,000 枚

第六号様式の六を次のように改める。

第 6 号様式の 6 (選挙運動用ポスター証紙交付票) (第 7 条の 6 関係)
表

選挙区名 第何号	候補者届出政党の名称
何年何月何日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙	
選挙運動用ポスター証紙交付票	
徳島県選挙管理委員会 印	

備考 「第何号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。

裏

交付枚数	交付年月日	徳島県選挙管理委員会印
証紙 番号		計 1,000 枚

第八号様式を次のように改める。

第 8 号様式（紛失等による証票交付申請書）（第 10 条関係）

紛失等による証票交付申請書

政治活動用のために使用する事務所に係る立札及び看板の類を表示する証票を紛失（破損）したので、改めて交付されるよう次のとおり申請します。

令和何年何月何日

公職の候補者等の氏名（後援団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

住所（後援団体にあつては、主たる事務所の所在地）

（電話番号）

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

- 1 改めて交付を受けたい証票の枚数 何 枚
- 2 紛失（破損）した証票の番号
- 3 紛失（破損）した証票の表示していた立札及び看板の類を使用している事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所 の名称	事務所の所在地	立札及び 看板の類 の枚数	選管記載欄 ※この欄は記入しないこと。	
			紛失等の 証票番号	証票の 番号

備考

- 1 理由書を添付すること。
- 2 申請の理由が破損による場合には、破損した証票を添えること。
- 3 候補者又はその後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又はその後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第十二号様式を次のように改める。

第 12 号様式（新聞広告掲載証明書）（第 18 条関係）

第 何 号		
新聞広告掲載証明書		
候補者	住所	
	所属党派名	
	氏名	
	立候補届出 年月日	
<p>上の者は、何年何月何日執行の何何選挙の候補者であつて、公職選挙法第 149 条第 4 項の規定による新聞広告を掲載することができるものであることを証明します。</p> <p>令和何年何月何日</p> <p>何何選挙長 氏 名 <input type="text"/></p>		

備考

- 1 「第何号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。
- 2 「候補者の氏名」欄には、その者について当該選挙の選挙長が認定した通称があるときは、その通称を記載するものとする。

第二十号様式その一を次のように改める。

第 20 号様式（個人演説会等開催申出書）（第 40 条関係）

その 1（個人演説会用 参議院選挙区選出議員選挙以外の選挙）

個人演説会開催申出書

何年何月何日執行の何何選挙のため、次のとおり公営施設使用の個人演説会を開催したいので申し出ます。

令和何年何月何日

何何選挙候補者

住 所

所属党派（政党又は団体）名

氏 名

電話番号

何何市（町村）選挙管理委員会委員長 殿

- 1 開催の日時
令和何年何月何日 午前（後）何時何分から午前（後）何時何分まで
- 2 使用する施設の名称
- 3 演説者氏名
- 4 当該施設を過去において使用した回数
- 5 候補者において、当該施設に附加する設備

備考

- 1 「所属党派（政党又は団体）名」欄は、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の届出に係る候補者にあつては当該候補者届出政党の名称を、それ以外の候補者にあつては所属する政党その他の団体の名称を記載すること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出るばあいにあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第二十号様式その三及びその四を次のように改める。

その3 (政党演説会用)

政党演説会開催申出書

何年何月何日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙のため、次のとおり公営施設使用の政党演説会を開催したいので申し出ます。

令和何年何月何日

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出政党
名 称
本部の所在地
代表者氏名
電 話 番 号

何何市(町村)選挙管理委員会委員長 殿

- 1 開催の日時
令和何年何月何日 午前(後)何時何分から午前(後)何時何分まで
- 2 使用する施設の名称
- 3 演説者氏名
- 4 当該施設を過去において使用した回数
- 5 候補者届出政党において、当該施設に附加する設備

備考 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出るばあいにあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

その4 (政党等演説会用)

政党等演説会開催申出書

何年何月何日執行の衆議院比例代表選出議員選挙のため、次のとおり公営施設使用の政党等演説会を開催したいので申し出ます。

令和何年何月何日

衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等
名 称
本部の所在地
代表者氏名
電 話 番 号

何何市(町村)選挙管理委員会委員長 殿

- 1 開催の日時
令和何年何月何日 午前(後)何時何分から午前(後)何時何分まで
- 2 使用する施設の名称
- 3 演説者氏名
- 4 当該施設を過去において使用した回数
- 5 衆議院名簿届出政党等において、当該施設に附加する設備

備考 名簿届出政党等の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出るばあいにあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第二十六号様式及び第二十七号様式を次のように改める。

第 26 号様式（選挙公報掲載申請書）

選挙公報掲載申請書

公職選挙法第 168 条第 1 項（徳島県議会の議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第 3 条第 1 項）の規定により、選挙公報の掲載を受けたいので、次のとおり申請します。

令和何年何月何日

候補者氏名

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

- 1 掲載文 別添のとおり
- 2 写 真 別添のとおり
- 3 連絡場所及び電話番号

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第27号様式（選挙公報掲載原稿用紙）（第49条の2関係）

選挙公報掲載文原稿用紙

受付年月日	何年何月何日
受付番号	No.

写 真 掲 載 欄																								

候補者氏名
連絡場所及び電話番号

第二十九号様式の五その一の備考6を次のように改める。

6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。

第二十九号様式の五その一の備考に次のように加える。

8 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第三十号様式から第三十四号様式までを次のように改める。

第 30 号様式（出納責任者選任（異動）届）（第 64 条関係）

出納責任者選任（異動）届

何年何月何日執行の何何選挙における出納責任者を次のとおり選任（異動）したので届け出ます。

令和何年何月何日

選任者氏名（名称及び代表者の氏名）

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

候補者の氏名		
出納責任者	氏名	
	住所	
	職業	
	生年月日	
選任（異動）年月日		

備考

- 1 候補者届出政党又は推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について候補者の承諾書を添えなければならない。また、推薦届出者が届け出る場合に推薦届出者が数人あるときは、併せて代表者証明書を添えなければならない。
- 2 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合は、候補者、候補者届出政党若しくは推薦届出者の解任又は出納責任者の辞任の通知のあったことを証する書面も添えなければならない。
- 3 候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第 31 号様式（出納責任者職務代行の開始（廃止）届）（第 64 条関係）

出納責任者職務代行の開始（廃止）届

何年何月何日執行の何何選挙における出納責任者の職務代行業を次のとおり開始（廃止）したので届け出ます。

令和何年何月何日

届出者氏名

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

候補者の氏名		
出納責任者の氏名		
出納責任者の事故又は 欠けたこと の事実 (職務代行の廃止の理由)		
職務 代 行 者	氏 名	
	住 所	
	職 業	
	生年月日	
開始（廃止）年月日		

備考

- 1 候補者届出政党又は推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（解任）について候補者の承諾書を添えなければならない。また、推薦届出者が届け出る場合に推薦届出者が数人あるときは、併せて代表者証明書を添えなければならない。
- 2 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合は、候補者、候補者届出政党若しくは推薦届出者の解任又は出納責任者の辞任の通知のあったことを証する書面も添えなければならない。
- 3 候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第 32 号様式（出納責任者選任（解任）承諾書）（第 64 条関係）

出納責任者選任（解任）承諾書

氏 名

住 所

職 業

生年月日

上の者が、何年何月何日執行の何何選挙における出納責任者に選任（出納責任者を解任）されることを承諾します。

令和何年何月何日

候補者氏名

印

推薦届出者（代表者）
（候補者届出政党代表者） 氏 名 殿

第三十三号様式及び第三十四号様式 削除

第三十五号様式を次のように改める。

第 35 号様式（確認書）（第 73 条関係）

確認書

- 1 選挙の種類 何年何月何日執行何何選挙
- 2 政党その他の政治団体名
- 3 事業所所在地
- 4 代表者氏名
- 5 所属候補者数（支援候補者数）

上の団体は、公職選挙法第 201 条の 8 第 1 項ただし書（第 201 条の 8 第 3 項において準用する同条第 1 項ただし書・第 201 条の 9 第 1 項ただし書）の規定の適用を受ける政治団体であることを確認する。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会 印

第三十五号様式の二の備考一中「参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は」を削る。

第三十五号の三様式及び第三十五号の四様式を次のように改める。

第 35 号様式の 3 (政治活動用ポスター証紙交付票交付申請書) (第 77 条の 2、第 78 条の 2 関係)

政治活動用ポスター証紙交付票交付申請書

何年何月何日執行の何何選挙において、公職選挙法第 201 条の 8 第 1 項第 4 号 (第 201 条の 8 第 3 項において準用する同条第 1 項第 4 号・第 201 条の 9 第 1 項第 4 号) のポスターを掲示したいので、ポスター証紙交付票の交付を申請します。

令和何年何月何日

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第 35 号様式の 4 (政治活動用ポスター証紙交付票) (第 77 条の 2、第 78 条の 2 関係)
表

No.

(政党その他の政治団体名)

責任者 氏 名

何年何月何日執行何何選挙

政治活動用ポスター証紙交付票

徳島県選挙管理委員会 印

備考 「No.」には、申請書を受理した順に、政党その他の政治団体ごとに一連番号と交付枚数を「1の1」、「2の1」のように記載するものとする。

裏

交付枚数	交付年月日	徳島県選挙管理委員会印
		計 枚

第三十七号様式の二を削る。

第三十八号様式を次のように改める。

第 38 号様式（政談演説会開催届出書）（第 79 条関係）

政談演説会開催届出書

何年何月何日執行の何何選挙における政談演説会を、次のとおり開催したいので届出ます。

令和何年何月何日

政治団体名

事務所所在地

代表者氏名

電話番号

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

開催日時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第四十号様式之二及び第四十一号様式を次のように改める。

第 40 号様式の 2 (ビラの種類の出書) (第 81 条の 2 関係)

ビラの種類の出書

何年何月何日執行の何何選挙において、次の種類のビラを頒布したいので、公職選挙法第 201 条の 8 第 1 項第 6 号 (第 201 条の 8 第 3 項において準用する同条第 1 項第 6 号・第 201 条の 9 第 1 項第 6 号) の規定により届け出ます。

令和何年何月何日

政治団体名

事務所所在地

代表者氏名

電話番号

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

ビラの種類の数		種類
公職選挙法第 14 章 の 3 の規定による ビラである旨を表 示する記号	第 1 種類 のビラ	
	第 2 種類 のビラ	

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第 41 号様式（政党その他の政治団体の機関紙誌届）（第 82 条関係）

政党その他の政治団体の機関紙誌届

次の機関紙（誌）において何年何月何日執行の何何選挙に関する報道及び評論を掲載したいので、公職選挙法第 201 条の 15 の規定により届け出ます。

令和何年何月何日

政治団体名

事務所所在地

代表者氏名

電話番号

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

区分	新聞紙	雑誌	備考
機関紙誌名			
編集人名			
発行人名			
創刊年月日			
発行方法			
引き続いて発行されている期間			

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の徳島県公職選挙運動等管理規程の様式に相当するこの告示による改正前の徳島県公職選挙運動等管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県選挙管理委員会告示第二十六号

徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 中田 丑五郎

徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙事務処理規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項中「第三条」を削り、同表の九の項中「指定」を「指定等」に改め、同表の十の項及び十一の項を次のように改める。

十及び十一	削除
-------	----

別表第一の十二の項及び十三の項中「第三条」を削る。

別表第三の一の項中「令第九十二条第六項」を「令第九十二条第七項」に改める。

別表第四の一の項及び二の項中「令第九十二条第九項」を「令第九十二条第十項」に改める。

別表第七の一の項から五の項までを次のように改める。

一から五まで	削除
--------	----

別表第七の八の項中「第五条」を削る。

別表第十の一の項及び二の項中「第八条」を削る。

別記様式中読点として表記する「・」を「、」に改める。

別記第九号様式を次のように改める。

別記第九号様式（不在者投票に関する病院等の指定等の告示）（第三条関係）

徳島県選挙管理委員会告示第何号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定した。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名

一 病院

	名称	所在地
1		
2		

備考 1 指定する施設の区分ごとに一の表を設けること。

- 2 新たに不在者投票に関する病院等を指定した場合、当該病院等の指定を取り消した場合又は当該病院等の名称若しくは所在地に変更があった場合の告示は、この様式による告示を改正する方法により行うこと。

別記第十号様式及び別記第十一号様式を次のように改める。

別記第十号様式及び別記第十一号様式 削除

別記第二十八号様式中「~~選挙第 何 号~~」を「~~徳選挙第 何 号~~」とし、「公職選挙法施行令第92条第6項（第8項において準用する同条第6項）」を「公職選挙法施行令第92条第7項（第9項において準用する同条第7項）」に改める。

別記第三十号様式中「~~選挙第 何 号~~」を「~~徳選挙第 何 号~~」に改める。

別記第三十一号様式のもの二及び別記第三十二号様式のもの二中「公職選挙法施行令第92条第9項」を「公職選挙法施行令第92条第11項」に改める。

別記第三十五号様式及び別記第三十六号様式中「~~選挙第 何 号~~」を「~~徳選挙第 何 号~~」に改める。

別記第四十二号様式から別記第四十六号様式までを次のように改める。

別記第四十二号様式から別記第四十六号様式まで 削除

別記第五十四号様式中「~~選挙第 何 号~~」を「~~徳選挙第 何 号~~」に改める。

別記第五十七号様式及び別記第五十八号様式を次のように改める。

別記第 57 号様式（候補者の被選挙権等の調書）（第 8 条関係）

何何選挙
候補者の被選挙権等の調書

1 候補者

氏 名	候補者届出	
	戸 籍	
本 籍	候補者届出	
	戸 籍	
生年月日	候補者届出	
	戸 籍	
性 別	候補者届出	
	戸 籍	

2 被選挙権

公職選挙法第 11 条第 1 項該当の有無	第 2 号関係	
	第 3 号関係	
	第 4 号関係	
	第 5 号関係	
公職選挙法第 11 条の 2 該当の有無		
公職選挙法第 252 条該当の有無		
政治資金規正法第 28 条該当の有無		

以上のとおり相違ありません。

令和何年何月何日

何何市（町村）長 印

何何選挙（何何選挙区）選挙長 殿

備考 「候補者届出」欄には、本人届出、推薦届出又は政党届出により、立候補の届出があった場合の当該届出書における記載内容を記入するものである。

別記第 58 号様式（当選告知書）（第 8 条関係）

当選告知書

あなたは、何年何月何日執行の何何選挙において（何何選挙区で）何何に当選しましたので、告知します。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

氏 名 殿

別記第六十号様式から別記第六十二号様式までを次のように改める。

別記第 60 号様式（供託物が没収されない旨の証明書）（第 8 条関係）

証明書

住所（本部の所在地）

氏名（候補者届出政党の名称及び代表者の氏名）

法務局 何何

供託番号

1 金何円（又は何何公債額面何円何枚）

上の者は、何年何月何日執行の何何選挙につき、（何何選挙区における）候補者（候補者何何の推薦届出者・候補者何何の候補者届出政党）として届出のため供託しましたが、公職選挙法施行令第 93 条第 1 項（第 2 項）の規定により、供託原因が消滅しましたので、供託物は供託者に返還するものであることを証明します。

令和何年何月何日

何何選挙長 氏

名 印

別記第 61 号様式（供託物没収の証明書）（第 8 条関係）

証明書

住所（本部の所在地）

氏名（候補者届出政党の名称及び代表者の氏名）

法務局 何何

供託番号

1 金何円（又は何何公債額面何円何枚）

上の者は、何年何月何日執行の何何選挙につき、（何何選挙区における）候補者（候補者何何の推薦届出者・候補者何何の候補者届出政党）として届出のため供託しましたが、公職選挙法施行令第 93 条第 1 項（第 2 項）の規定により、供託物は国庫（県）に帰属するものであることを証明します。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏

名 印

別記第 62 号様式（選挙立会人の選挙権等の調書）（第 8 条関係）

その 1（本籍地の市町村用）

何何選挙
選挙立会人の選挙権等の調書

1 立会人予定者

氏名	立会人届出	
	戸籍	
本籍	立会人届出	
	戸籍	
生年月日	立会人届出	
	戸籍	
性別	立会人届出	
	戸籍	

2 選挙権

公職選挙法第 11 条第 1 項該当の有無	第 2 号関係	
	第 3 号関係	
	第 4 号関係	
	第 5 号関係	
公職選挙法第 252 条該当の有無		
政治資金規正法第 28 条該当の有無		

以上のとおり相違ありません。

令和何年何月何日

何何市（町村）長 印

何何選挙（何何選挙区）選挙（分会）長 殿

備考 「立会人届出」欄には、選挙立会人となるべき者の届出書における記載内容を記入するものである。

その2 (住所地の市町村用)

何何選挙
選挙立会人の選挙権等の調書

立会人予定者

氏名	立会人届出	
	住民基本台帳	
本籍	立会人届出	
	住民基本台帳	
生年月日	立会人届出	
	住民基本台帳	
性別	立会人届出	
	住民基本台帳	
住民となった年月日		
転出住所地の市町村名		

以上のとおり相違ありません。

令和何年何月何日

何何市(町村)長

何何選挙(何何選挙区)選挙(分会)長 殿

- 備考
- 1 「立会人届出」欄には、選挙立会人となるべき者の届出書における記載内容を記入するものである。
 - 2 「住民となった年月日」欄及び「転出住所地の市町村名」欄は、衆議院議員及び参議院議員の選挙においては、記入を要しないものである。
 - 3 「転出住所地の市町村名」欄は、「住民となった年月日」欄の年月日より引き続き3箇月以上貴市町村の区域内に住所を有していないと認められる場合のみ記載するものである。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県選挙管理委員会告示第二十七号

徳島県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 中田 丑五郎

徳島県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「徳島県政策創造部地方創生局市町村課長」を「徳島県企画総務部市町村課長」に改め、同条第二項中「徳島県政策創造部地方創生局市町村課副課長」を「徳島県企画総務部市町村課副課長」に改める。

第十五条第二項中「文書の」を「公文書の」に、「文書事務」を「公文書の管理に関する事務」に改める。

第十六条中「文書管理」を「公文書の管理」に改め、「規則及び」を削り、同条第一号を次のように改める。

- 一 徳島県公文書管理規程（令和五年徳島県訓令第十一号）

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県選挙管理委員会告示第二十八号

衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙における郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を発送する日に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙における郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を発送する日に関する規程の一部を改正する告示

衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙における郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を発送する日に関する規程（平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第八十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「又は参議院議員」を削る。

第一項第一号中「又は参議院議員」を削り、同項第二号中「又は参議院議員」、「又は第四項」及び「又は在任期間を異にする参議院議員の任期満了の前六十日に当たる日のいずれか遅い日」を削り、同項第三号中「若しくは参議院議員」及び「又は参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第五項の規定により行われる場合」を削り、第二項中「又は第四項」及び「又は第五項」を削る。

附 則

この告示は、令和六年三月二十九日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の次に定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

第十九条の二及び第十九条の四第一項第二号中「秘書課、総務課、」を削り、「財政課」を「経済産業政策課」に改める。

第三十条第三号中「第十四条の二」を「第十四条第十一項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三十条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則六 一二）の一部を次のように改正する。
別表第一ことも女性相談センターの項 中「次長」を「副所長」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（規則六 一三）の一部を次のように改正する。

第二条中「、保健製薬環境センター」を削り、「鳥居龍蔵記念博物館」の下に「、保健製薬環境センター」を加える。

第三条中「危機管理環境部」を「危機管理部」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

県政広報幹
海外戦略調整幹
魅力発信幹

別表第一のイ 行政職給料表等級別職務区分表中

上席秘書幹
秘書幹
航空戦略幹
海外戦略調整幹

に改め、
 本部の課長

及び
 創造幹

を削

参事

参事

危機管理監

困難な業務を行う副所長

博物館長

上席政策調査幹

近代美術館長

博物館長

困難な業務を行う校長

困難な業務を行う校長
困難な業務を行う副所長

本部長
副理事
統括監

副理事

部等の副局長
近代美術館長

本部長
部等の副局長
統括監

監察

局長

知事戦略公室長

に改め、同表の八医療職給料表(一)等級別職務区分表中

保健所長

--

保健所長
次長

統括監

--

医務技監

に改

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則六 七五）の一部を次のように改正する。

「統括監

別表第一知事部局の項中「監察局長」を「知事戦略公室長」に、

消費者くらし安全局

本部長

地方創生局長

長

を「企画総務部副部长」に、「こども未来局長」を「医務技監」に改め、「農林水産

総合技術支援センター所長」及び「総合県民局副局长」を削り、「部等の副部长」の下に

「産業

（区分が一種である者を除く。）」を加え、「近代美術館長」を「統括監」に、

出納

「本部長

人材育成センター所長 農林水産総合技術支援センター所長

を 出納局副局长

に、「男女共同参画総

局副局长

総合県民局副局长

合支援センター所長」を「危機管理監」に、「中央こども女性相談センター所長

を

「博物館長

近代美術館長

に改め、「秘書課長」及び「総務課長」を削り、

男女共同参画総合支援センター所長

中央こども女性相談センター所長

「財政課長」を「経済産業政策課長」に改め、「部等の室長」、「保健製薬環境センター

所長」、「上席政策調査幹」及び「副本部長」を削り、「博物館長」を「保健製薬環境セ

「副本部長

ンター所長」に、「家畜防疫衛生センター所長」を 家畜防疫衛生センター所長

農林水産総合技術支援センター副所

長」に、「県政広報幹」を 「上席秘書幹

秘書幹

に、「東部県税局副局长」を

「東部県税局副局

長」に、「鳥居龍蔵記念博物館長」を 「鳥居龍蔵記念博物館長

に、「こども女性相談センター所長（中央こども女性相

談センター所長を除く。）」に改め、「魅力発信幹」、「こども女性相談センター所長（

中央を除く。）」、「保健製薬環境センター次長」、「本部の次長」及び「名古屋事務所

長」を削り、「副館長」を 「副館長

保健製薬環境センター次長」に、「テクノスクール副校長」

長」を削り、「副館長」を

「副館長

保健製薬環境センター次長」

に、「テクノスクール副校長」

「テクノスクール副校長
を 本部の次長 に改め、同表教育委員会の項中「事務局の室長」、「グローバル・文化創造幹」、「担当室長」及び「総合教育センターGIGAスクール推進課長」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県監査委員告示第一号

徳島県監査事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県監査委員	岡	崎	悦	夫
	鹿	山	公	弘
	大	寺	健	司
同	真	貝	浩	司
同	古	野		司

徳島県監査事務局規程の一部を改正する告示

徳島県監査事務局規程（昭和三十九年徳島県監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「経営戦略部総務事務管理課」を「企画総務部総務事務管理課」に改める。

第九条中「文書管理、」及び「ものとする」を削り、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条を次のように改める。

（公文書の管理）

第十条 事務局の公文書の管理については、別に定めのあるもののほか、徳島県公文書管理規程（令和五年徳島県訓令第十一号）の例による。この場合において、同訓令第三条第一項中「企画総務部総務監察課法制文書室長（以下「法制文書室長」という。）」とあるのは「事務局長」と、同訓令（同項、第十三条及び第二十条を除く。）中「法制文書室長」とあるのは「事務局長」とする。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県議会規程第一号

徳島県議会議事事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県議会議長 元 木 章 生

徳島県議会議事事務局規程の一部を改正する規程

徳島県議会議事事務局規程（昭和三十九年徳島県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「経営戦略部総務事務管理課」を「企画総務部総務事務管理課」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。